

令和 6 年 6 月 1 日

早期診療体制充実加算に係る掲示

当院では、早期診療体制充実加算を算定する患者さまに対して
診療と共に以下の対応を行っております。

- 患者様の相談内容に応じたケースマネジメント
- 障害福祉サービス等の利用に係る相談
- 介護保険に係る相談
- 当院に通院する患者様について、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 3 条第 1 項に規定する相談支援専門員及び介護保険法第 7 条第 5 項に規定する介護支援専門員からの相談・対応
- 市町村、保健所等の行政機関、地域生活支援拠点等との連携
- 精神科病院等に入院していた患者様の退院後支援
- 身体疾患に関する診療又は他の診療科との連携
- 健康相談・予防接種に係る相談
- 可能な限りの向精神薬の多剤投与・大量投与・長期処方への抑制

手賀沼病院 院長